

○防衛庁告示第七十一号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令（平成十六年総務省令第三十九号）第三条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、電子情報処理組織による情報公開請求等に関する告示を次のように定め、平成十六年三月三十一日から適用する。

平成十六年三月三十一日

防衛庁長官 石 破 茂

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令（以下「省令」という。）第三条第二項の申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、防衛省の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

第二条 省令第六条第一項ただし書の規定に基づき指定する方法は、同項第一号に掲げる方法とし、同号により指定する書面は、次に掲げるものとする。

- 一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）第四条第一項の規定による請求をするときは、当該請求に係る開示請求書の写し
- 二 情報公開法第十四条第二項の規定による申し出をするときは、当該申し出に係る書面の写し
- 三 情報公開法第十四条第四項の規定による申し出をするときは、当該申し出に係る書面の写し